

指定地域密着型(介護予防)サービスに係る留意事項について

1 他市町村の被保険者の取扱い

市町村長が行う地域密着型サービスの指定の効力は、当該市町村の被保険者（訪問・通所系サービスについては、当該市町村に所在する住所地特例施設に入所している住所地特例適用者を含む。）に対してのみ効力を有しています。事業所・施設所在地の市町村の同意がある場合には、他の市町村に所在する事業所・施設を指定することができることとされていますが、本市においては、地域密着型サービスの趣旨に鑑み、原則として、他市町村に所在する事業所の指定及び本市域に所在する事業所に対する他市町村の指定に係る同意は行っておりません。

ただし、例外的に、訪問・通所系サービス（原則、地域密着型通所介護は除く。）において、①隣接市町の被保険者が本市と当該市町の境界付近に所在する本市事業所を利用する場合、②本市と隣接市町の境界付近に居住する本市被保険者が本市と当該市町の境界付近に所在する他市町事業所を利用する場合及び③若年性認知症の方に対応するプログラムを実施している指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所を利用する必要がある場合については、他市町事業所の指定又は他市町による本市事業所の指定に係る同意を行います。

については、以下の点に御注意ください。

- 新規利用の相談に際しては、必ず、被保険者証により本市被保険者であることを確認してください。本市域に居住されていても、他市町村の被保険者である場合は、保険給付の対象となりません。事業者が被保険者の資格確認をしなかった場合、事業者側に過失があることから、本市では、利用者に全額自己負担させることを認めていないことに御留意ください。
- 認知症対応型共同生活介護等の入所・居住系サービスについては、本市に住民票を異動させることにより本市の被保険者になるため、本市被保険者となった日以降は保険給付の対象になりますが、本市事業所を利用する目的で住民票を異動することは、地域密着型サービスの趣旨に反することから、厳に慎んでください。本市に親族がいる等、地域密着型サービスの趣旨に反しないと認めるに足る特段の事情があって、住民票を異動し、本市被保険者となって当該事業所を利用する場合については、当該特段の事情を必ず記録するとともに、運営推進会議において、その判断の妥当性についての評価を受けてください。
- 利用者及びその家族に対し、上記の仕組みについて周知を図ってください。
- 認知症対応型通所介護においては平成18年3月の1箇月間に、認知症対応型共同生活介護においては平成18年3月31日に、地域密着型通所介護においては平成28年3月31日に他市町村の被保険者が利用されている場合は、当該他市町村から指定を受けたものとみなされますが、当該みなし指定の効力は、当該利用者に限定されるものであり、その後に当該他市町村の他の被保険者が利用されても、保険給付の対象とはなりません。また、当該みなし指定の有効期限（その後に指定更新があった場合の指定の有効期限）到来時に、引き続き当該利用者が事業所を利用している場合、当該利用者の保険者である市町村においても指定更新の手続きが必要となりますので、御注意ください。

2 指定基準に規定されている研修

地域密着型サービスのうち、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、指定基準において、代表者、管理者及び介護支援専門員・計画作成担当者の要件として、厚生労働大臣が定める研修を修了していなければならない旨規定されています。

管理者や介護支援専門員・計画作成担当者の離職等に対応できるよう、これらの職に就任する可能性がある者を計画的に受講させるようにしてください。

(1) 指定基準に規定されている研修

	(介護予防) 認知症対応型通所介護	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
代表者		認知症対応型サービス事業開設者研修 基準第 65 条 (第 46 条) 基準第 92 条 (第 72 条) 基準第 173 条	
管理者		①認知症介護実践研修「実践者研修」又は「基礎課程」※ + ②認知症対応型サービス事業管理者研修 基準第 43 条 (第 6 条) 基準第 64 条 (第 45 条) 基準第 91 条 (第 71 条) 基準第 172 条	
介護支援専門員・ 計画作成担当者		①認知症介護実践研修 「実践者研修」又は「基礎課程」※ + ②小規模多機能型 サービス等計画 作成担当者研修 基準第 63 条 (第 44 条) 基準第 171 条	基準第 90 条 (第 70 条)

※ 認知症対応型サービス事業管理者研修及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の受講要件

本市におきましては、認知症介護実践研修の受講機会の拡大を図る観点から、都道府県及び指定都市が開催する研修に加えて、日本認知症グループホーム協会が開催する研修も都道府県・政令指定都市が開催する研修と同等のものとして認める取扱いとしています。(管理者研修は認められませんので、御注意ください。)

なお、必要に応じて、研修のカリキュラム等を確認して取扱いを判断します。

(2) みなし措置

以下の要件に該当する場合には、(1)の研修を受講したものとみなされます。

	要件
代表者	平成 17 年度までに、都道府県又は指定都市が開催した実践者研修（旧基礎課程を含む。）、実践リーダー研修（旧専門課程を含む。）、認知症高齢者グループホーム管理者研修又は認知症介護指導者研修若しくは認知症高齢者グループホーム開設予定者研修の修了者
管理者	次の①及び②の研修を修了している者 ①平成 17 年度までに、都道府県又は指定都市が開催した実践者研修又は基礎課程を修了し、平成 18 年 3 月 31 日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の業務に従事している者 ②平成 17 年度に都道府県が開催したグループホーム管理者研修の修了者
介護支援専門員・計画作成担当者	

※ みなし措置は(3)の経過措置とは異なり、既に厚生労働大臣が定める研修を受講したものとみなされていることから、他の地域密着型（介護予防）サービス事業所の代表者又は管理者に就任する場合や(3)の経過措置期間終了後も、当該研修を受講する必要はありません。

(3) 経過措置

平成 18 年 3 月 31 日までに開設していた認知症対応型通所介護については管理者の研修を受講不要とする経過措置が設けられていますが、経過措置に該当する事業所であっても、平成 18 年 4 月 1 日以降に、管理者を変更する場合には、厚生労働大臣が定める研修を修了していなければならないとの厚生労働省の見解が示されていますので、御注意ください。

(4) 研修の対象となる代表者

原則として法人の代表者とします。

ただし、2 以上の老人福祉施設、病院若しくは診療所を経営する法人、又は高齢者の保健福祉医療に係る事業以外の事業を主たる事業とする法人であって、法人の代表者に研修を受講させることが合理的でないと判断される場合には、法人内において地域密着型サービスに係る事業所を統括する立場にある役員、施設長、支社長等に、認知症介護サービス事業開設者研修を受講させることを認める場合があります。法人の代表者以外の者に当該研修を受講させる場合は、当該研修に申し込む前に、法人の組織図及び当該研修を受講させようとする者の経歴書を添えて、介護ケア推進課と協議してください。

なお、代表者交代時に研修が開催されていないことにより、代表者が研修を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに修了することで差し支えありません。（平成 30 年度から）

(5) 介護支援専門員・計画作成担当者の研修未受講に係る人員基準欠如減算

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護においては介護支援専門員、認知症対応型共同生活介護においては計画作成担当者が(1)の研修を修了していない場合には、当該人員基準欠如の状態が発生した月の翌々月から、その状態が解消した月まで介護報酬が減算されます。また、認知症対応型共同生活介護において、介護支援専門員である計画作成

担当者を配置していない場合についても、当該人員基準欠如の状態が発生した月の翌々月から、その状態が解消した月まで介護報酬が減算されます。

なお、介護報酬の留意事項通知において、研修を修了した介護支援専門員又は計画作成担当者の急な離職によって人員基準欠如の状態が発生した場合の減算の猶予措置が示されていますが、当該猶予措置の適用については、市町村から推薦を受けて当該研修の申込みを行い、当該介護支援専門員又は計画作成担当者が研修を修了することが確実に見込まれることが要件となることから、前任者の離職等（休職、死亡）により、介護支援専門員又は計画作成担当者について研修を修了していない者に変更する場合には、あらかじめ介護ケア推進課と書面にて協議を行ってください。介護ケア推進課の承認を受けていないにもかかわらず、減算を行わずに介護報酬を請求していることが事後に明らかになった場合には、猶予措置の要件には該当しないものとして介護報酬の返還を求めます。

3 運営推進会議等

下記の地域密着型サービスでは、地域との連携や運営の透明性を確保し、地域に開かれたサービスとすることで質の確保を図ることを目的とし、運営基準において運営推進会議（介護・医療連携推進会議）を設置することが義務付けられています。

地域密着型サービス事業所においては、下記のとおり、適切に運営推進会議等を開催していただくようお願いします。

<運営推進会議等の構成等>

サービス種別	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 療養通所介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
会議名称	運営推進会議		介護・医療連携推進会議
構成メンバー	利用者又はその家族 地域住民の代表者 当該サービスに知見を有する者 地域包括支援センター職員		利用者又はその家族 地域住民の代表者 当該サービスに知見を有する者 地域包括支援センター職員 <u>地域の医療関係者（※）</u>
構成員の数	3人以上		<u>4人以上</u>
開催頻度	概ね2箇月に1回以上	概ね6箇月に1回以上 ※療養通所介護は12箇月に1回以上	概ね <u>6箇月</u> に1回以上
記録の保存	5年間		

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、会議構成メンバーの地域の医療関係者は、郡市区医師会の医師等、地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等が考えられる。（平18解釈通知第3の一4の（29）①）

運営推進会議についての本市の指導方針（留意事項）は以下のとおりです。

(1) 運営推進会議の構成

- 事業所関係者は構成員としてではなく、運営推進会議に報告をし、評価を受ける立場で参加することになります。
- 利用者又はその家族に対する積極的な参加の働き掛け、日程調整等工夫をお願いします。

(2) 構成員の数

継続的に欠席している者は、構成員として認めません。

(3) 開催方法（合同開催）

平成30年度介護報酬改定において、運営推進会議及び介護・医療連携推進会議（以下「運営推進会議等」という。）は、以下の要件を満たす場合において、複数事業所による合同開催が認められることとなりました。

ア 合同開催の要件

- ・ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ・ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えない。
- ・ 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき会議等の開催回数の半数を超えないこと。（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く。）
- ・ 外部評価を行う介護・医療連携推進会議及び運営推進会議は、単独で開催すること。

イ 日常生活圏域を越えて合同開催する場合

合同開催については、制度改正の趣旨が、地域におけるネットワーク形成の促進であるという点から、同一の日常生活圏域に所在する事業所による合同開催を原則とします。

ただし、以下の要件をいずれも満たす場合は、隣接する日常生活圏域に所在する複数事業所の合同開催を可能とします。

日常生活圏域を越える合同開催の要件

- ・ 地域におけるネットワーク形成の促進に資すると認められる場合
- ・ 合同開催について構成員の了解が得られ、構成員の出席が可能である場合

<日常生活圏域を越えた合同開催の実施報告>

日常生活圏域を越えて合同開催したときは、運営推進会議等の会議録に以下の事項を記載し、記録の写しを、**事業所所在地を管轄する区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課高齢介護保険担当**に提出してください。（後述「(7) 記録の公表」を参照）

- ・ 日常生活圏域を越えて合同開催することとなった経過、理由等
- ・ 構成員からの同意の有無、出席状況
- ・ 合同開催によって得られた効果、課題、今後の合同開催予定 等

【注意点】

運営推進会議等の合同開催について、以下の場合は、実地指導等において指導の対象となります。

- ・ 合同開催の要件を満たしていない場合
- ・ 隣接圏域以外の事業所との合同開催や、出席率が単独開催の場合と比較して低いなど、合同開催が認められることとなった趣旨や、運営推進会議等の設置が制度上求められている趣旨から適切でないと判断される場合

(4) 開催頻度

- 例えば「概ね2箇月」とは、日程調整を行った結果、会議の間隔が2箇月を若干超えたとしても運営基準違反に該当しないようにするためであり、事業所が自らの判断で開催頻度を少なくすることを認めたものではありません。

(5) 内容（例）

- ・ 運営状況の報告及び評価
- ・ 自主点検結果の報告及び改善措置の評価
- ・ 自己評価及び外部評価結果（注）の報告及び改善措置の評価
- ・ 事故及びヒヤリ・ハット事例の報告及び改善措置の評価
- ・ 身体拘束事例の報告及び評価
- ・ 苦情・要望の受付状況の報告及び対応の評価
- ・ 地域住民の参加した避難、救出訓練の企画
- ・ 地域住民の参加できるイベントの企画
- ・ 地域で開催されるイベントへの協力の企画
- ・ 利用料の改定に当たっての意見聴取

※ 認知症対応型共同生活介護等の入所・居住系サービスについては、他市町村から本市への転入者を受け入れた場合は、その判断が妥当であったかの評価を受けてください。

（注）外部評価については、令和3年度から仕組みが変更となりました。「4 外部評価等」を御参照ください。

(6) 記録の整備

- 記録を速やかに作成し、開催後5年間保管してください。
- 記録については、事業所側が説明した内容だけでなく、運営推進会議から出された要望、助言、意見等及びそれらに対する事業所側の回答を必ず記載してください。また、(7)にあるとおり記録は公表するものですので、運営推進会議に参加していない方が読んでも理解できるような記載を心掛けてください。

(7) 記録の公表

利用者及びその家族が運営推進会議の内容を知ることができるよう、運営推進会議の概要を会報等に掲載するなどの方法により公表するとともに、記録の写し（2部）を、事業所所在地を管轄する区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課高齢介護保険担当に提出してください。

【注意点】

- 記録は整備しているものの、公表できていない事業所が散見されます。
- 記録については、事業所の玄関等への設置、家族への記録の送付、会報等への掲載等の方法により、公表してください。
- 記録の写しを区役所・支所に提出していない事業所も散見されます。必ず記録の写しを区役所・支所に提出してください。

(8) その他

同一の事業所において複数の事業を実施している場合については、運営推進会議は一つで構いません。

4 外部評価等

- ◎ 平成27年度から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、「都道府県が指定する外部評価機関において行うサービスの評価を受けなければならない。」とする規定が廃止され、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを運営推進会議等においてチェックし、公表する仕組みとなっています。（仕組みについては、後掲の図を御参照ください。）

令和3年度からは、指定認知症対応型共同生活介護事業所については、前述の運営推進会議における評価と外部の者による評価（外部評価）のいずれかから、第三者評価を受ける仕組みとなりました。

いずれにおいても、少なくとも1年に1回は実施してください。

また、運営推進会議等における客観的な評価能力を担保するため、「評価」として行う運営推進会議等には、構成員として地域包括支援センター職員、当該サービスに知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要です。これらの者について、やむを得ない事情により会議を欠席した場合には、会議での内容（会議の配布資料・議事録等）を報告し、必要に応じて意見を聴取するなど、必ず一定の関与を確保してください。

市町村への評価結果（自己評価及び外部評価結果及び目標達成計画）の提出については、**事業所所在地を所管する区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課又は右京区役所京北出張所にサービス評価結果（2部）を提出してください。**

- ※ 外部評価と、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構が実施している介護サービス第三者評価事業とは別のものとなりますので、御注意ください。

- ◎ 外部評価を実施する事業所は以下を御参照ください。

(1) 評価機関

外部評価は、京都府が選定している評価機関から受けなければなりません。

令和7年3月26日現在、京都府が選定している評価機関は、後掲の「京都府地域密着型サービス等外部評価機関一覧」のとおりです。

(2) 評価頻度

前評価日から1年以内に実施及び公表

- ※ 新規開設の場合、開設後概ね6箇月を経過した時点で自己評価を実施し、その後、外部評価を受けます。

(3) 評価結果の公表

事業所内において自己評価及び外部評価の結果を閲覧できるようにするとともに、利用者及びその家族に手渡し又は郵送等により提供してください。

また、当該サービスの利用希望者による事業所の選択に資するよう、重要事項説明書に外部評価結果を添付するとともに、地域包括支援センター等の地域の関係機関に対して、情報提供票、自己評価及び外部評価の結果を提供してください。

【注意点】

- 国通知（※）において、利用者及びその家族に対して外部評価結果を手渡し又は郵送等により提供するとともに、当該サービスの利用希望者による事業所の選択に資するよう、重要事項説明書に外部評価結果を添付することが求められていますが、利用者及びその家族への提供や重要事項説明書への添付ができていない事業所が散見されます。
- 外部評価結果について利用者及びその家族に提供するとともに、サービスの利用希望者に対して重要事項説明書に添付して交付してください。

※ 国通知：「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」
第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について
(平18老計発第1017001号)

(4) 市町村への評価結果の提出

指定を受けた市町村に対して、自己評価及び外部評価の結果を提出することとされていますので、事業所所在地の市町村だけでなく、平成18年4月1日以降に指定を受けた他の市町村にも提出してください。

なお、本市への提出については、評価を実施する度に、事業所所在地を所管する区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課又は右京区役所京北出張所に自己評価及び外部評価結果及び目標達成計画（2部）を提出してください。

(5) サービスの質の向上に向けた活用

運営推進会議において自己評価及び外部評価の結果を報告し、サービスの改善及び質の向上に活用してください。

(6) 外部評価の実施回数の緩和

外部評価制度については、情報公表制度との整合性の確保、外部評価対象サービスの事業者の負担軽減等の観点から、一定の要件を満たす場合には、都道府県の判断により、外部評価の頻度を2年に1回として差し支えないこととされています。集中受付期間等については、京都市、京都府のホームページを確認し、所定の手続きを行ってください。

<参考> 外部評価の頻度を2年に1回とすることができる要件

過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、次のいずれにも該当すること。

- 「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市町村に提出していること。
- 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
- 運営推進会議に、事業所が所在する市町村の地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
- 「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2（事業所と地域とのつきあい）、3（運営推進会議を活かした取組）、4（市町村との連携）、6（運営に関する利用者、家族等意見の反映）の実施状況が適切であること。

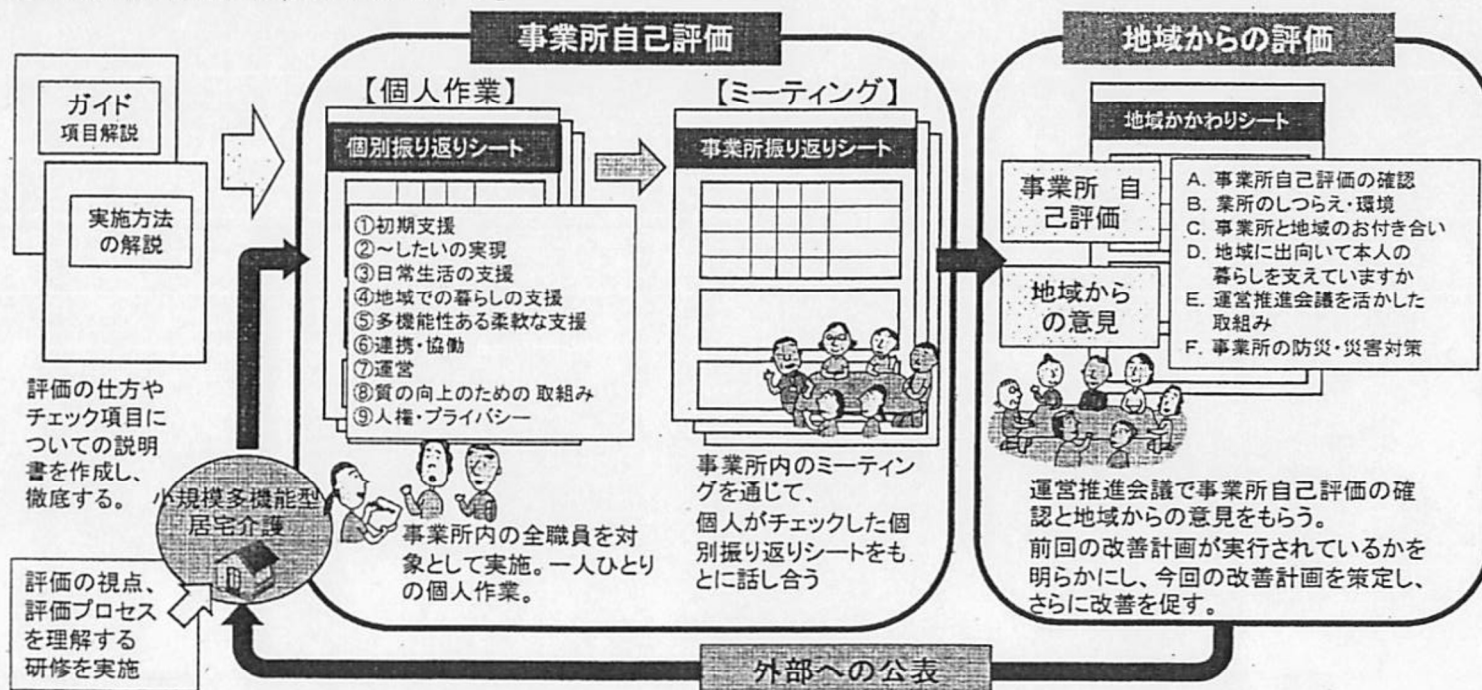
※ 介護サービス情報の公表制度については、別途掲載している資料を御参照ください。

1.3. 小規模多機能型居宅介護（４）＜参考＞ 「自己評価」と「地域からの評価」のポイントとプロセス

【小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護における評価のポイント】

- ・全職員が自らを振り返り、自己評価を行うこと
- ・自己評価をもとに、事業所全体で振り返り、話し合い、共有すること
- ・運営推進会議等で、自己評価の結果を報告し、かつ、地域からの意見をいただき、運営に反映させること
- ・自己評価及び地域からの評価を毎年繰り返しながら、質の向上を図っていくこと
 - 評価をスタッフ全員で行い、話し合うことでチーム作りになり、提供するサービス内容の“振り返り”になる
 - 地域の方々の事業に対する理解が進む
 - 地域からの評価を行う運営推進会議等に、行政や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が参加することで、客観性の担保と理解の促進につながる

【小規模多機能型居宅介護における評価のイメージ】



出典：平成25年度老健事業「運営推進会議等を活用した小規模多機能型居宅介護の質の向上に関する調査研究事業」（全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会）

京都府地域密着型サービス等外部評価機関一覧

令和7年3月26日

名 称	一般社団法人 京都ボランティア協会	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク 一期一会	一般社団法人ぱ・まる	クオリボ介護福祉事業 評価センター
代 表 者	竹下 義樹	生田 一朗	臼井 啓子	杉原 保則
所 在 地	京都市下京区西木屋町通上 ノ口上る梅湊町83番地の1 「ひと・まち交流館京都」	京都市右京区西院久田町 5	大阪府堺市堺区三宝町2 丁131番地2	京都市上京区葭屋町通下 長者町下る亀屋町343番 地
電 話 番 号	075-354-8714	075-200-5394	072-227-4567	075-468-8696
F A X 番 号	075-354-8715	075-202-9414	072-227-4568	
評 価 手 数 料	70,000円	70,000円	67,500円	70,000円
選 定 年 月 日	平成18年5月23日	平成27年4月21日	令和4年3月31日	令和7年3月26日

5 家賃等の前払金の保全措置

平成18年4月の老人福祉法及び同法施行規則の改正により、「認知症対応型老人共同生活援助事業」及び「有料老人ホーム」において、事業者が、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価としての費用（家賃の6月分に相当する額を上限とする敷金を除く。）を前払金として収受する場合には、当該前払金について、倒産や入居者の退去に備える保全措置として、前払金の返還債務について銀行保証を付すなどの保全措置を講じなければなりません。

「有料老人ホーム」については、法改正により平成30年度から全ての事業者が前払金保全措置義務の対象となっているので、御注意ください。

【前払金の保全措置として認められるもの】

- ・銀行等による連帯保証
- ・保険会社との保証保険契約の締結 など

6 利用料

○ 一時金、運営協力費等、あいまいな名目によるその他利用料の徴収は認められません。特に、介護報酬において評価されている職員人件費及びサービス提供に要する消耗品等に係る費用を重複して徴収することがないように御注意ください（夜間対応型訪問介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において利用者に配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等についても、徴収することはできません。）。また、一般的に部屋代等として徴収するコストの一部について、入居一時金等として別に徴収する場合は、重要事項説明書において内訳等を明示してください。

○ 敷金については、利用者が退居する際の原状回復に実際に要した額以外は、利用者に返還すべきものであることから、精算時にその内訳を提示してください。保証金についても同様です。なお、保証を目的に徴収している費用について、利用期間に応じて一律に償却する規定を置くことは、保証金の本来の趣旨に反することから、適当ではありません。

＜参考＞ 「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の概要（国土交通省）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html

○ サービス種類相互の算定関係

特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護等」という。）を受けている間については、その他の指定居宅サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導を除く。）を算定できませんが、認知症対応型共同生活介護等の提供に必要な場合には、当該事業者の費用負担によりその他の指定居宅サービスを利用させることになっています。

認知症対応型共同生活介護等の提供に必要であると判断した場合についても、例えば介護保険外の福祉用具貸与に係る費用を利用者に請求している事例が見受けられますので、御注意ください。

なお、利用者の心身の状況を踏まえた総合的なアセスメントによりそのサービスの必要性を検討し、その結果認知症対応型共同生活介護等の提供に必要と判断した場合は、事業者が

当該費用を負担することとなります。(例:福祉用具貸与を事業者の負担により入居者に提供)
(平 18 老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号 第 2 の 1 通則(2)、
平 18 厚令 34 号 99 条の 2、平 18 老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老振発 0331004
号・老老発第 0331017 号第 3 の 5 の 4 (6) ②)

7 非常災害対策等

(1) 基準省令における規定

平成 18 年 4 月の運営基準の改正により、非常災害時における通報連携体制や設備の整備に係る事業者の義務について明確化されました。ついては、以下の措置を講じているかを早急に点検し、取組が不十分な項目については、改善措置を講じてください。

- ① 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備える。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しておくとともに、非常災害に備えるため、定期的**(年 2 回以上)**に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- ③ 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災時の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを行う。

【注意点】

- 京都府及び京都市では、消火及び避難・救出その他必要な訓練を年 2 回以上実施するように指導していますが、指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所を中心に、消火及び避難・救出その他必要な訓練を年 1 回しか実施していない、又は 1 回も実施していない事例が見受けられます。
- **必ず年 2 回以上実施するようにしてください。**

(2) 防火管理責任者の配置状況の確認

- 管理者変更の届出に当たって、新管理者が防火管理責任者講習を修了されている場合には、防火管理責任者講習の修了証(写)を添付してください。
- 管理者以外の方を防火管理責任者に位置付けられている場合には、その旨を申し出ていただき、その方の氏名及び役職を記載した書類並びに防火管理責任者講習の修了証(写)を添付してください。

(3) 非常災害に関する具体的計画の策定

東日本大震災や熊本地震、また、平成 30 年度には大阪府北部地震や台風第 21 号による豪雨災害等が発生し、社会福祉施設等でも大きな被害が出ています。

このような災害に対応するため、各サービス(訪問系サービスを除く)・施設の運営基準において、非常災害に関する具体的計画の策定が義務付けられています。非常災害に関する具体的計画には、消防計画だけでなく、地震、水害・土砂災害等にも対処できる計画の策定が求められていますので、御注意ください。

なお、事業所が罹災することが想定される災害については、ハザードマップ(京都市防災マップ)等で確認してください。

<参考> 「ハザードマップ」

<https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp/category/1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

8 通所介護及び地域密着型通所介護事業所の総量規制について

介護保険制度では、保険者である市町村が居宅サービス等の供給量を調整できるよう、介護事業者の指定に当たり、公募制や指定を行わないことができる等の総量規制の仕組みが設けられています。

本市では、中重度高齢者の在宅生活を支えるうえで大きな役割が期待される小規模多機能型居宅介護等への担い手の誘導と一層の普及を促進する観点から、第8期京都市民長寿すこやかプランに基づき、一定の条件に該当する日常生活圏域において通所介護及び地域密着型通所介護の新規の事業者指定等（移転、利用定員の増員を含む）を行わないこととしています。

毎年度、新規の事業者指定を行わない日常生活圏域を設定し、ホームページに公表しますので、新たに通所介護事業所等の開設を検討される際は御留意ください。

(1) 指定拒否対象圏域の設定方法

介護保険法の規定に基づき、次の①、②の両方に該当する日常生活圏域を指定拒否対象圏域とします。

- ① 日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護等の事業所があり、当該圏域における地域密着型通所介護のサービス供給量が介護保険事業計画（京都市民長寿すこやかプラン）に定める見込量に達している。
 - ② 日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護等の事業所があり、当該圏域における通所介護及び地域密着型通所介護のサービス供給量の合計が、介護保険事業計画に定める見込み量に達している。

ただし、山間部等サービス供給量の少ない地域への影響を考慮し、上記に該当する場合であっても、元小学校区ごとの通所介護及び地域密着型通所介護の量が、見込量の3割未満の学区を含む日常生活圏域で、当該学区を通常の事業の実施地域とする場合は指定することとします。

(2) 指定拒否対象圏域の公表時期等

ア 公表時期

毎年度4月上旬

イ 公表の方法

京都市情報館に掲載

URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000324437.html>

ウ 指定拒否期間

令和7年7月1日から令和8年6月30日までに開所予定の事業所分について適用

(3) 令和7年度の指定等拒否対象圏域

指定等拒否対象圏域一覧（令和7年度） （地域密着型通所介護：10区33圏域 通所介護：7区18圏域）				
行政区	生活圏域	元学区	地域密着型通所介護	通所介護
北	北2	衣笠、大將軍	○	
	北3	大宮、紫竹、待鳳	○	
	北5	雲ヶ畑、柊野、上賀茂、元町	○	○
	北6	楽只、柏野、紫野	○	○
上京	上京1	乾隆、嘉楽、正親、翔鸞	○	○
	上京3	仁和、出水	○	
	上京4	室町、成逸、西陣、桃菌、聚楽	○	○
左京	左京8	修学院第一、修学院第二	○	
中京	中京3	城巽、本能、乾	○	
山科	山科1	音羽、音羽川、大塚	○	○
	山科2	安朱、山階、西野	○	
	山科3	山階南、百々、勸修	○	○
	山科5	陵ヶ岡、鏡山	○	
下京	下京1	大内、七条、西大路	○	
	下京3	稚松、皆山、菊浜、崇仁、有隣	○	○
	下京5	郁文、淳風、光徳、七条第三	○	○
南	南2	祥栄、久世	○	○
	南3	陶化、東和、上鳥羽	○	○
	南5	祥豊、吉祥院	○	○
右京	右京1	水尾、宕陰、嵯峨、広沢	○	
	右京3	御室、花園	○	○
	右京4	嵐山、嵯峨野	○	
	右京6	常磐野	○	
	右京8	安井、山ノ内	○	○
	右京11	葛野、西京極、西京極西	○	○
西京	西京1	嵐山東、松尾、松陽	○	○
	西京2	桂徳、桂東、川岡、川岡東	○	○
	西京3	桂川、桂	○	○
	西京4	檉原	○	○
	洛西1	桂坂、大枝、新林、福西	○	
伏見	深草3	深草	○	
	醍醐2	春日野、日野	○	
	醍醐4	醍醐、池田、池田東	○	

9 その他の指定・運営基準

(1) 小規模多機能型居宅介護の利用者に係るサービス計画作成依頼(変更)届出書の様式

小規模多機能型居宅介護の利用者に係る居宅(介護予防)サービス計画については、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が作成することになっていますが、居宅(介護予防)サービス計画の作成に当たっては、平成18年6月30日「「サービス計画作成依頼(変更)届出書」について」(京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課長事務連絡)の様式によって、区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課(京北地域にお住まいの方は、右京区役所京北出張所)に必ず届け出てください。

(2) 小規模多機能型居宅介護におけるケアプランの様式

平成21年2月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、厚生労働省から、全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会による調査研究の成果として、「小規模多機能型居宅介護のケアマネジメントについて」が取りまとめられた旨、紹介がありました。

この中で示されている様式は、小規模多機能型居宅介護計画等の適切な作成等の標準例として提示されたものであり、全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会のホームページからダウンロードできるので活用してください。(この様式以外の様式等を使用することも可能)

ただし、小規模多機能型居宅介護と併せて、訪問看護や福祉用具貸与等を利用している場合には、「小規模多機能型居宅介護のケアマネジメントについて」のみを使用すると混乱するおそれもあることから、居宅サービス計画の様式を併用する等の配慮を行ってください。

<参考> 小規模多機能型居宅介護のケアマネジメントについて

<http://www.shoukibo.net/iken/index.html>

(3) 小規模多機能型居宅介護における管理者の兼務できる職務の範囲

小規模多機能型居宅介護については、管理者が兼務できる職務の範囲が、他のサービスよりも狭く、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務」、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。)、介護医療院の職務」、「同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職務」、「介護予防・日常生活支援総合事業(第1号介護予防支援事業を除く。)」に限定されています。そのため、指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型通所介護事業所が併設されていても、1人の人物が両方の事業の管理者を兼務することができませんので、御注意ください。

また、専らその職務に従事するものであることが要件になっている介護支援専門員が、併設の指定認知症対応型通所介護事業所の管理者を兼務した場合にも、同様の問題が生じます。

(4) 認知症対応型通所介護等の利用者に係る認知症の症状の確認

認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護の利用者については、認知症の症状がある者に限定されています。医師の診断内容について、サービス担当者会議において診断書等で確認し、その内容(病院又は診療所名、主治医名、診断日、病院名)を記録するか、診断書等(写しを含む。)を保管してください。